

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会

第 261 回定例会・会議録

日 時 令和 7 (2025) 年 3 月 5 日 (水) 18 : 30 ~ 20 : 30
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 相澤、阿部、飯田、岡田、小田、細山、三宮、品田、須田、竹内、
西村、星野、本間、三井田潤、三井田達毅、水品、水戸部、安野

以上 18 名

欠席委員 なし

(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁 柏崎刈羽原子力規制事務所
伊藤 所長
北村 副所長
資源エネルギー庁 前田 原子力立地政策室長
資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所 渡邊 所長
新潟県 防災局 原子力安全対策課 飯吉 原子力安全調整監
高橋 (巧) 主任
柏崎市 防災・原子力課 西澤 課長代理 松田 主査
刈羽村 総務課 高橋 課長補佐 三宮 主任
東京電力ホールディングス (株) 稲垣 発電所長
杉山 副所長
古濱 原子力安全センター所長
松坂 リスクコミュニケーター
南雲 新潟本部副本部長
曾良岡 土木・建築担当
今井本社 リスクコミュニケーター
三宅 リスクコミュニケーター
原田 地域共生総括 G (PC 操作)

柏崎原子力広報センター 堀 業務執行理事
近藤 事務局長
石黒 主査 松岡 主事

◎事務局

ただ今から、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 261 回定例会を開催します。

初めに配布資料の確認です。事務局からは、「会議次第」、「座席表」以上です。

次に、オブザーバーからは、原子力規制庁から 1 部。資源エネルギー庁から 2 部。新潟県から 3 部。柏崎市から 1 部。刈羽村から 1 部。東京電力ホールディングスから 2 部。以上ですが、不足がございましたらお知らせください。

それでは、三宮会長に進行をお願いします。

◎三宮 議長

はい、皆さん、こんばんは。

それでは、地域の会第 261 回定例会を始めさせていただきます。今日は雪の影響もなく、委員の方も 100%出席ということで、また活発な意見をさせていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、第一部の「前回定例会以降の動き、質疑応答」に入りたいと思います。初めに東京電力さんからお願いいたします。

◎杉山 副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、東京電力の杉山です。「前回定例会以降の動き」につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず不適合関係よりご説明をさせていただきます。

2 月 13 日、核物質防護に関する不適合情報ということで、2 ページ、3 ページ、4 ページまで掲載させていただいております。後ほど、お読みいただければと思います。

2 月 14 日、公表区分：Ⅲになりますが、6 号機原子炉建屋管理区域における、けが人の発生についてです。

2 月 13 日、午後 5 時頃、6 号機原子炉建屋 2 階管理区域で弁の検査準備作業に従事していた協力企業作業員が階段歩行中につまずき、左脛をぶつけました。作業中はけがに気付いておらず、帰宅した後に左脛に傷と出血を確認したことから医療機関を受診しました。病院での診察の結果、左下腿挫創と診断されました。今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うと共に再発防止対策に努めて参ります。

めくっていただきまして 6 ページです。2 月 21 日、こちらも公表区分：Ⅲになります。6 号機タービン建屋管理区域における油漏れについてです。

2 月 20 日午後 0 時 27 分頃、6 号機タービン建屋、中地下 2 階原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン B 油タンク室において、潤滑油フィルター切替弁から潤滑油の漏えい約 4 リットルを確認いたしました。その後、午後 0 時 37 分に消防署へ連絡し、現場を確認していただいた結果、午後 1 時 50 分に危険物の漏えいと判断されました。

漏えいした潤滑油についてはふき取りを実施し、現在も微小な漏えいが継続しているため、油を受けるためのオイルパンを設置し拡大防止措置を実施しております。

尚、漏れた油に放射性物質は含まれておらず、外部への放射能の影響はありません。今後、潤滑油が漏えいした原因調査を実施し、再発防止対策を講じて参ります。

続きまして7ページです。2月28日、こちらにも公表区分：Ⅲになります。海水モニタ、モニタリングポスト等の一時的な測定データ表示不良についてです。

2月27日午前6時頃、1号機の中央制御室に設置されている屋外放射線監視盤において、海水モニタ全7台及び気象データが一時的に表示されないことを確認しました。また、午前7時10分頃に同監視盤において、モニタリングポスト全9台の指示値が一時的に表示されないことを確認しました。その後、当該海水モニタ、気象データ、及びモニタリングポストの測定状況を確認したところ、表示されていない期間も含めて正常に測定ができていることを確認しています。尚、当該期間のプラントからの放射性液体廃棄物の放出はなく、排気筒モニタを含めたすべてのプラントメータに異常がないことを確認しており、外部への放射能の影響はありません。今後、原因の調査を実施し、再発防止対策を講じて参ります。

続きまして8ページです。こちらは以前、竹内委員からアドバイスをいただいたことに関連するものでございまして、このあと自治体様の状況確認の中で出てくる状況確認箇所、残留熱除去系の弁点検が出てきますので、それに関わる不適合情報として抜粋で記載させていただきました。

6号機の残留熱除去系の弁点検において、残留熱除去系ポンプ吐出ライン逆止弁、A系と下のC系の両方に浸透探傷検査を行ったところ、軽微な傷を確認しました。自治体状況確認の中で、このあとご説明があると思いますのでよろしくお願い致します。

9ページになります。これは2月13日、発電所に係る情報ですが、ユニット所長会見でご説明した内容になります。

1つ目が、発電所における通信手段について、衛星携帯電話の件がございましたので、ユニット所長会見で説明させていただいております。

緊急時対策所や7号機中央制御室は所内外の通信手段として、従来からPHSとDB設備を設置しています。DB設備とは、新規制基準の前から設置されている既存の設備ということで、下の表をご覧くださいますと、緊急時対策所と7号機の中央制御室とで違いますが、元々、PHSや固定電話、FAX、専用ホットライン、こういったものがあつたわけですが、こういったDB設備の不具合に備え、新規制基準を踏まえ、衛星電話設備等、これはSA設備と呼んでいますけれども、新規制基準を踏まえて既存設備に加えて多様性を確保した設備を設置しております。SA設備は保安規定で要求台数を定めており、故障等により要求を満たさなくなった場合に運転上の制限逸脱、LCOの逸脱となります。SA設備にはどんなものがあるかといいますと、下に赤字で記載してありますのでお読みいただければと思います。

現時点での対策でございしますが、これまでの不具合を踏まえまして、緊急時対策所には1セット増設、7号機の中央制御室は電話機及び衛星電話端末を1台追設し、アンテナ工

事についても検討中です。現在、通信連絡設備以外の SA 設備についても LCO 逸脱リスクを洗い出し、設備に応じた対応策を検討中でございます。

10 ページをご覧いただきたいと思います。これまでの 4 件の不具合についてです。衛星電話端末やアンテナ等それぞれ異なる機器で発生しており、原因調査中でございます。下の表①の事例につきましては、アンテナの電子部品に不具合があることをメーカーで確認しています。

また、④の事案はメーカーの手順に基づき施工していますが、コネクタの接続部に汚れを確認しております。

尚、緊急時対策所にある、屋外で同様の施行をしている予備を含む 9 カ所のコネクタの接続部には同様の汚れはありませんでした。

いずれにしても、調査結果が分かり次第、原子力規制庁様に説明すると共に必要な対策を講じて参ります。

続きまして 11 ページです。こちらでもユニット所長会見で 6 号機の進捗について説明させていただきました資料です。現在 6 号機の主要設備の健全性確認を実施しておりますが、循環水系については 1 月 24 日までに機能を確認済みでございます。また、復水・給水系及び復水浄化系、この下の表で言いますと②になりますけれども、1 月 20 日より復水・給水ポンプを起動し、1 月 31 日までに機能を確認済みです。現在、復水器及び気体廃棄物処理系、③になりますが、緑の点線のところで、③について準備中ということで、これが 6 号機の進捗状況になります。

めくっていただきまして 12 ページになります。2 月 19 日、IAEA グロッシー事務局長による発電所視察についてです。

2 月 18 日に、IAEA のグロッシー事務局長に発電所を御視察いただきました。この度の視察では、防潮堤や緊急車両、空冷式ガスタービン発電車等の安全対策設備やセキュリティ対策の一部をご覧いただきました。ご視察後、グロッシー事務局長からは、「発電所のセキュリティとアクセスに関する管理・監視体制を確認し、その結果に非常に満足している。この約 15 年間であらゆる対策が講じられてきており、再稼働することについて一定の根拠があると確信している」と評価をいただいた一方、「この努力は今後も継続していく必要がある」とのコメントをいただきました。

また、「この発電所の再稼働は象徴的であると同時に、日本のエネルギー環境に目に見える影響を与えるものだと言える」と再稼働の意義について言及をいただきました。

13 ページになります。2 月 27 日、柏崎刈羽原子力発電所特定重大事故等対処施設の発電用原子炉設置許可に関する工事計画変更届の提出についてです。

当社は、2022 年 8 月 17 日に原子炉設置変更許可をいただいた柏崎刈羽原子力発電所の特定重大事故等対処施設について、発電用原子炉設置許可に関わる工事計画変更届を 2 月 27 日に原子力規制委員会に提出致しました。今回の届出は、工事工程の見直しにより設置変更許可において記載していた工事完了時期を以下のとおり変更したものでござい

す。7号機に関しましては、2025年3月としていたものを2029年8月に、6号機につきましては、2026年9月としていたものを2031年9月に変更して申請しております。

めくっていただきまして14ページです。2段になっています。下の参考というところには特定重大事故等対処施設の概要が記載されていますので、後ほどご覧いただければと思います。

今回の工事工程についてですが、上の段になります。7号機の特定重大事故等対処施設、以下、特重設といわせていただきますが、について審査対応が進み、仕様の方向性が固まりつつあることから、工事完了時期を2029年8月に変更して、原子力規制委員会に届け出をさせていただきました。未だ工程は精査中ですが、工事完了までおおよそ設置期限の2025年10月から3～4年程度かかると見込んでおり、2029年8月は現時点での目途とさせていただきます。

また、6号機の特重設も工程精査中ではございますが、7号機の状況を踏まえまして、仮置きとして工事完了時期を2031年9月に変更いたしまして、第1回の設計及び工事計画認可申請を実施済みでございます。今後、工程精査を伴い時期を見直していく予定でございますが、7号機、6号機共に安全最優先で一つ一つ着実に工事を進めて参る所存です。

日本の電力需給は年間を通して、予断を許さない状況でありまして、また、電力レジリエンス強化の観点からも柏崎刈羽原子力発電所は重要な電源と考えております。

6号機も再稼働に向けて夏ごろには技術的な準備が整う見込みであり、7号機、6号機と稼働させていくことで日本の電力供給の安定化と電源の脱炭素化に継続して貢献して参りたいと思っております。そのため、引き続き地域の皆様からご理解いただけるよう説明を尽くして参ります。

めくっていただきまして15ページになります。6号機の特定重大事故等対処施設に関する設計及び工事計画認可の申請についてです。6号機の特定重大事故等対処施設について、設計及び工事計画認可申請を原子力規制委員会へ行いました。今回の申請は早期の完成を目指すため、複数回に分割した申請のうち第1回目であり、特定重大事故等対処施設の建物構築物及び設備の一部が対象となります。

めくっていただきまして16ページに概要が記載されていますので、後ほど参考でお読みいただければと思います。

17ページになります。同じく2月27日、6号機及び7号機の所内常設直流電源設備3系統目の発電用原子炉設置許可に関わる工事計画変更届の提出についてです。こちらも後ほどお読みいただければと思います。

めくっていただきまして18ページ。2月28日、柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可についてということで、1月に補正書を提出したものが認可されたというプレスでございます。

19ページになります。2月14日、プルトニウム利用計画についてですが、これは電気事業連合会で新たなプルトニウム利用計画を公表したということで、当社もプレスをか

せていただいております。

めくっていただきまして、20 ページになります。2 月 20 日、2026 年度採用計画についてです。こちらもお読みいただければと思います。

飛びまして 22 ページになります。2 月 21 日、新潟市・上越市における東京電力コミュニケーションブースの開催についてです。継続してコミュニケーションブースを開催させていただいておりますが、今回のプレスでは 3 月 8 日土曜日、9 日の日曜日に新潟市と上越市でコミュニケーションブースを開催させていただくというご案内でございます。

新潟市はイオン新潟東店、上越市はイオン上越ショッピングセンターで、コミュニケーションブースの開催についてお知らせをさせていただきました。

最後、23 ページになります。毎月ご報告させていただいておりますコミュニケーション活動等の取組についてです。今回は、ホームページに、新たに発電所の情報を英語でまとめましたということについて、お知らせをさせていただいております。

エネルギー基本計画などにより国外からの関心も高まっている中で、これまでの発電所の英語版ホームページは見つけづらいということで、特設ページを作りまして、「海外の方が 5 分で読んで理解できる」をコンセプトに、発電所の基本情報や安全対策の取組などを整理し、果たす役割等のメッセージを盛り込みました。

私から以上になります。続きまして、福島第一原子力発電所に関する主な情報ということで、本社のリスクコミュニケーターの今井からご説明をさせていただきます。

◎今井 本社リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株））

はい。本社立地地域室、今井と申します。資料はお手元、A3 横のホチキス止めの資料となります。

1 枚めくっていただきまして、裏面の右下、太字で 2 ページと書いておりますが、こちらでトピックスを 2 点、ご説明します。まず 1 点目のトピックスにつきましては、資料左上の「ALPS 処理水の放出状況」でございまして、現在は放出を止めて、放出設備であるタンク群やポンプ等の点検を実施してきておりまして、本格点検中のタンク B 群だけで、5 月まで点検を継続しているのですが、それ以外の設備については異常なく、今年度最後となります 7 回目の放出に向けた分析などの準備を進めているところでございます。

小さな写真でございますけども、放出し終えたタンクにつきましても、2 月 14 日から解体を進めております。

また、これまで毎月 2 号機燃料デブリの試験的取り出しについてご説明をしてきましたが、今回はあまり大きな進展がございませんのでトピックスの 2 点目につきましては、資料右下の 1 号機使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた準備状況についてご説明します。

この資料中央に原子炉建屋の断面図 1～4 号機がございまして、建屋の右上が使用済燃料プールでございまして、右の 2 つ、3・4 号機については既に燃料プールからの燃料取り出しが完了しております。

一方で1・2号機は残っており、今後は2号機、1号機の順番でプールからの燃料取り出しを計画しているところになります。

続いて1号機の詳細設備につきましては、2枚目の裏に4つほどスライドを用意しましたのでご覧ください。

4つのスライドの左下、こちらが水素爆発した1号機原子炉建屋で、現在、現場で大型カバーを設置中でありまして、下部の架構といいまして鉄骨の枠組みについては設置が完了し、現在、上部の組み立てを行っているところでございます。

続いて、2ページ目のスライドの図が大型カバーの完成図でありまして、屋根は可動式となっており、右の写真にありますとおり発電所の構外の線量が低い場所で鉄骨などの地組を行い、順次構内に搬入するという手法でやっております。

最後に、4つのスライドの右下の小さい1ページでございしますが、こちらのイラストの左から順番にご説明致します。まず、大型カバーの設置完了は今年の夏を予定しておりまして、その後は建屋の最上階に残っているがれきを撤去いたします。その後に、除染並びに放射線の遮蔽を行い、燃料取り出し用のクレーンを設置した後に、2027年もしくは2028年頃からプール内の使用済燃料の取り出しを計画している状況となっております。

福島第一の廃炉に関する状況は以上でありまして、東京電力からの説明は以上となります。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございます。続きまして、規制庁さんお願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、皆様お疲れ様です。原子力規制庁柏崎刈羽規制事務所の伊藤です。

それでは、前回2月5日からの規制庁の動きをご説明いたします。

まず、規制委員会です。こちらの2月19日分、規制委員会と臨時会を行ないました。第3四半期の検査報告は、後ほどご説明させていただきたいと思っております。セーフティとセキュリティがあります。

それ以外の2月5日のトピックスでございしますが、前回の地域の会で説明させていただいておりますけれども、衛星電話の不通が4回目のLC0になったというものです。

その下の2月26日のトピックスは、先ほど東電さんからお話がありましたタービン建屋で油漏れがあり、危険物の飛散ということで情報発信されたためトピックスに上がっております。

3月5日のトピックスは、モニタリングポストの一時的な測定データの表示不良ということで、こちらも先ほど東電さんから説明ありましたので割愛させていただきます。

その下の審査実績ですけれども、実績自体はこうなっておりますが、6号の保安規定認可に関するものというところは、先ほど東電さんから話ありましたけれども、2月28日に審査が終了して認可が下りており、次回からこちらの欄が無くなります。

その下にあります、規制法令及び通達に係る文書ですけれども、まず、2月7日は1号

機にクラッド除去装置というのがありまして、これを廃止するという届出を受理したものです。

2月17日、こちらはパフォーマンスインジケーター。私、何度かお話していると思いますが、第3四半期分のデータを事業者からいただいております。

2月19日です。先ほど話しました検査報告書、第4四半期の公表をしています。

2月27日が3つありまして、上の27日は先ほど東電さんからも話がありました、6・7号の第3電源装置の工期の変更、真ん中の27日は特重設の1回目の申請を受理したものでございます。

2月27日、一番下の27日ですけれども、こちらは特重設の工期の変更の届出を受理したものでございます。

最後、2月28日は先ほど話しました6号の保安規定の変更を認可しています。

続きまして面談です。2月7日の面談は、衛星電話がかつては5個だったのですけれども、6個にするとといった信頼性の向上に向けた対応の話を聞いたものでございます。

2月10日はセキュリティ関係ですので、割愛させていただきます。

めくっていただきまして、2月25日です。こちらは6号の重大事故等対策の訓練に関する面談で、訓練の中身の話を聞いたというところでございます。

2月27日、こちらは特重の申請の予定について話を聞いたという面談になります。

こちらに記載していませんけれども、本日、衛星電話トラブルの東電さんの評価の話を聞いた面談をやっています。次回記載したいと思います。

その他には、第8回の屋内退避の運用に関する検討チームを記載しています。放射線モニタリング情報は、URLからご確認いただければと思います。

時間をいただきまして、検査報告をさせていただきます。まず、セーフティです。めくっていただきまして、下に2と書いてあるページに検査結果が書かれております。端的に言いますと、指摘事項はございませんでした。3ポツの1です。

3ポツの2の検査継続案件は、検査の指摘事項になるかどうか疑わしいものですが、こちらはございませんでした。

3ページをご覧ください。トピックス的なものをお話いたしますと、こちらに検査内容が書いてありますが、4ポツ1、日常検査の(4)の作業管理というところの1)、こちらのほうは、以前、400 ℓほど水が漏えいしたという話があったかと思います。そちらを、検査で追っかけておりまして、東電さんのほうで場所を特定し、工事して直したというところですが、ただ、まだ漏れてくる可能性もありますので、現在ウォッチ中ということで、検査未了となっております。今のところ漏れていませんので、問題ない状態です。

めくっていただきまして4ページ目、(7)の3)です。7号機の非常用ディーゼル発電機Aの、油の漏れいが過去にあったかと思います。こちら是我々の検査でウォッチしまして、原子力安全上問題はございませんでした。

これは、危険物の飛散ということで発信されておりました。実際、確認致しまして、対

策も取られており、原子力安全に問題はございませんでした。

5 ページ目です。(15) の品質マネジメントシステムの運用 1) に、ヒューマンエラーに係る根本原因分析というところ検査未了になっておりますけども、こちらは、第 3 四半期に、労災やトラブル等がありましたので、その対策を確認している、現在、ウォッチ中です。

総じて、セーフティのほうは特段、指摘事項等はありませんでした。

続きまして 6 ページの次のページ、セキュリティのお話をさせてください。

今度はまた 1 ページに戻るのですけれども、1 ページ目に検査結果が書いてあります。3 ポツ 1 は、検査指摘事項はありませんでした。

めくっていただきまして 2 ページ。3 ポツ 2 です。検査の継続案件もありませんでした。以下に検査の内容が書いてございますが、4 ページ目。5 ポツになります。他のサイトと違い追加検査を実施しておりまして、まだアフターケアをしているところでございます。重点的に見るところを 3 点決めておりまして、そちらの解説をしたいと思います。

まず、5 ポツ 1 です。荒天時の監視で、大雪や台風などの時に警報の誤報が起こるわけです。その誤報にしっかり対応しているかですが、まず第 3 四半期には荒天時モードになることがありませんでした。ですが、迷惑警報は発生しています。ただ、その迷惑警報が発生した場合にも、その原因を特定することができていたことは確認しています。

5 ポツ 1 の 2 番目の丸にあります。東電の社長から災害等でセンサーが役に立たなくなった場合に、実際に人間が立って確認する立哨といったケースを想定した訓練を実施するようという指示があり、第 2 四半期から第 3 四半期にかけて 4 回訓練をしております。そちらも、うちの PB 対策官が立ち合いまして、立哨の対応力量が維持されていることを確認しています。

続きまして、5 ポツ 2、PP の CAP、CAP というのはトラブルの種を見つけて是正しましょうということですので、参加者の意識も高く形骸化されておらず、しっかりやられているところを確認しています。

5 ページ目の白丸の 3 行目のところに、セーフティを含めて組織として対応すべき要素というものもしっかりやられている。これはどういうことかという、セキュリティだけを見てはダメな部分もあります。例えば、セキュリティのカメラの前にセーフティの何か物を立てて、カメラが影になってしまったということが無いように、セーフティとセキュリティのコミュニケーションが非常に大事になります。こういったところもしっかりやられているところを確認いたしております。

最後、6 ページ目、5 ポツ 3 です。社長の下にモニタリング室がありまして、第三者といますか発電所とは違った観点で、発電所のセキュリティ活動を見るというものですけれども、こちらもしっかりやられているところです。

まず、モニタリング室が行動観察というものをやっております、実効的に継続されていました。先ほど話しました、セーフティの観点からの目線もありましたというところを

確認しております。

また、3つ目の丸のところにありますけれど、社長からの指示やコメントが、現場ラインに共有するサイクルが機能しているところも確認しています。

総じて、この3つの重点項目も劣化することなく、しっかりやられているところを確認しています。

検査報告は以上になります。規制庁から以上です。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。続きましてエネ庁さん、お願いします。

◎渡邊 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

はい、資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所の渡邊でございます。よろしくお願いします。

それでは、「前回定例会以降の資源エネルギー庁の動き」の資料をご覧ください。

まず1つ目、エネルギー政策全般ということで、2月18日に、「第7次エネルギー基本計画」と「GX2040 ビジョン」、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されております。資料には、下のほうに各々、URLを記載させていただいております。もう1つ、今回、参考資料といたしまして、「エネルギー基本計画の概要」という資料を付けさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次が、先ほど東京電力さんからもご説明ありましたが、武藤経産大臣がグロッシェーIAEA事務局長と会談を行いましたので、2月20日に本件に関する発表を行っております。会談概要は、福島の問題、ALPSの処理水、それから原子力エネルギー利用に係るIAEAとの連携強化、ということで概要を記載させていただいております。

2ページ目に参りまして、以前からも引き続きの、「THINK！ニッポンのエネルギー」、広報関係でございます。

昨年から開催しております県民説明会につきましては、2月6日に妙高市、2月7日に湯沢町で開催したところでございます。

3ページに参りまして、武藤経産大臣の大臣記者会見につきまして記載しております。

2月7日は洋上風力発電、2月18日には先ほどご説明致しましたエネ基やGX2040 ビジョン等が閣議決定されましたので、このことにつきまして質疑がございました。特に、第7次エネルギー基本計画について、多数のパブコメをいただいているところでございまして、それについて大臣は「さまざまなご意見をいただいたところでありまして。ご意見の反映につきましては、例えば、原子力の安全性やバックエンドの進捗に関する懸念の声があることを真摯に受け止める必要があるということを追記するなど、必要な修正を行った。」と発言をしているところでございます。

4ページ目に参りまして2月25日、これもIAEA グロッシェー事務局長の来日について記者会見を行っており、内容につきましては、処理水の関係についての応答がございました。

それから2月28日、柏崎刈羽原子力発電所ということで先ほど、東電さんからもご説

明がございましたけども、特重設の関係の公表がございましたので、それを受けての大臣の記者会見ということで載せていただいております。

次の5ページのところに、当庁、エネルギー庁長官の村瀬が、新潟県議会への出席ということについても質疑がございまして、これにつきましては今後、県議会に出席してご説明させていただくということで今、出席者の調整をしているところでございます。

それから最後のところには、東京電力の経営への影響ということで、先ほどの特重設の遅れがどのように影響するのかにつきまして、大臣がお答えしているところでございます。

6ページに参りまして「エネこれ」、「エネルギーのこれまでとこれから」で、2月25日に「2025年、放射性廃棄物の処分プロセスはどうなっている？」の前編ということで、内容につきましては、下の矢羽根のところがございますように、「地層処分とは？放射性廃棄物の処分方法のおさらい」、それから、現在、3つの自治体で行なわれている「文献調査とは？」について、このページで説明をさせていただいているところでございます。

次の2ポツ、事務所活動でございます。2つ目、市町村による原子力安全対策に関する研究会出席、柏崎市さん、刈羽村さんからもご説明があるかもしれませんが、新潟市の自治会館で開催された市町村による原子力安全対策に関する研究会を傍聴して参りました。

それから昨日になりますけれども、柏崎 IR エナジー社の太陽光発電所等の現地調査に東北経産局と一緒に行って参りました。柏崎 IR エナジー社の安政町の太陽光発電所、それと自然環境浄化センターに置いてある蓄電池、これはレドックスフロー電池という、従来の燃料電池からするとコンパクトで長寿命な蓄電池とのことで、現地調査を実施して参りました。

7ページ目に参りまして各種委員会の開催状況ですけれども、3-1 は特段なく、3-2 の電気・ガス事業関連の委員会の中で1つは、第5回使用済燃料対策推進協議会幹事会が、2月6日に開催されております。

それから2月10日には、第7回の福井県原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議が開催されておまして、各々、資料が載せてあるURLを記載させていただいております。

その他の委員会につきましては割愛させていただきます。

最後8ページのパブリックコメント関係でございますが、この1カ月間に原子力関係のパブリックコメントの募集はございません。

資源エネルギー庁からは以上でございます。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。続きまして新潟県さん、お願いします。

◎高橋（巧） 主任（新潟県・防災局原子力安全対策課）

はい。新潟県原子力安全対策課、原子力安全対策係の高橋と申します。

右上に新潟県と書かれた資料をご覧ください。「前回定例会以降の動き」になります。

まず、安全協定に基づく状況確認になります。今回は大雪の懸念があったため、オンライン開催に変更して、2月6日、柏崎市、刈羽村と共に発電所の月例の状況確認を実施しております。主な内容として2点ございまして、1点目が、残留熱除去系の設備構成や運転モードなど系統概要について説明を受けております。

2点目が、6号機残留熱除去系吐出逆止弁の分解点検で弁体に軽微な傷を確認した不適合について、事象概要と原因調査状況の説明を受けております。

次に、「新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」になります。こちらについては、2月12日、技術委員会が柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認の結果を取りまとめ、座長が知事へ報告書を提出しております。

本日、委員の皆様の上には、本報告書の本文を置かせていただいております。報告書には本文の他、添付資料1、添付資料2がありますが、それらの資料については記載のURLよりご確認くださいと思います。このあと第2部で、技術委員会の報告書の内容について説明させていただきます。新潟県からは以上です。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。続きまして柏崎市さん、お願いします。

◎松田 主査（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災原子力課原子力安全係の松田と申します。

「前回定例会以降の動き」について1番目、安全協定に基づく状況確認、2月6日にオンライン開催をしております。新潟県、刈羽村と共に発電所の月例の状況確認を実施しました。主な確認内容につきましては、新潟県からの報告のとおりですので割愛させていただきます。

2番目、市町村による原子力安全対策に関する研究会の実務担当者会議が2月10日に開催されました。県内市町村の原子力防災担当職員が一堂に会し、以下のテーマについて各担当者から説明を受け、質疑と意見交換を行いました。

1点目が、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会における、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認について、新潟県から説明を受けました。

2点目です。令和6年度原子力防災訓練の振り返りについて、新潟県、長岡市、上越市と柏崎市から報告を行い、全体で質疑と意見交換を行いました。

3番目です。柏崎刈羽原子力発電所における防火安全対策連絡会が2月18日に開催され、出席しました。柏崎刈羽原子力発電所の消防活動訓練、防火安全対策等に関する意見交換を行いました。

4番目です。安定ヨウ素剤事前配布説明会を2月22日、23日に行いました。新潟県、刈羽村と共同で、柏崎市産業文化会館を会場に、PAZ、UPZの未受領者等を対象とした事前配布説明会を開催しました。

柏崎市からの報告は以上になります。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。それでは最後に刈羽村さん、お願いします。

◎三宮 主任（刈羽村・総務課）

刈羽村総務課の三宮です。刈羽村総務課より、前回定例会以降の動き、という資料を、1枚配布をさせていただきました。内容については4点記載をさせていただいております。

まず、1点目ですが、2月6日、新潟県さん、柏崎市さんと共に安全協定に基づく状況確認を実施致しました。

2点目、2月10日に、市町村による原子力安全対策に関する研究会、実務担当者会議に出席致しました。

3点目、2月18日に、柏崎刈羽原子力発電所における防火安全対策連絡会に出席致しました。

最後4点目、2月22日、23日に安定ヨウ素剤事前配布説明会を実施致しました。詳細については新潟県さん、柏崎市さんとの重複になりますので割愛をさせていただきます。以上となります。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。

それでは、ここから質疑応答に入りたいと思います。発言を希望される委員は、まず手を挙げてから私が指名した後にお名前とどちらのオブザーバーへの質問か、意見かを明らかにしてから簡潔明瞭に発言を続けていただきたいと思います。

それではどうぞ、お願いします。はい、本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

はい、本間です。東京電力に2点質問させていただきます。特重の延期の問題についてですけども、1つは、この会でも7号機の再稼働が近いということでのいろいろな議論をしてきたわけです。ところが、7号機の特重が遅れるのではないかというのは、かなり前から新聞などでも報道されたりしているわけですが、そのことについて、これまで東京電力から全く話がなくて、突然4年遅れますといった話が出てきたわけです。そうすると、ここで一生懸命議論していたことは何なのかという意味ではありませんけれども、話の前提が変わってきた。4年も延びるのですから、そのことはもっと前から分かっていたと思うのですけれども、そういうことをなぜ公表しないのかというのが1つ。

もう1点は、特重のないままでの運転についての根本的な疑問です。特重については、東京電力の今日の文書にもありましたけれども、大規模な損壊で広範囲に設備が使えない事態において、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉圧力容器の減圧、注水機能や圧力容器の減圧、冷却機能を備えた施設ということを述べています。つまり、原子力発電所の事故における、事故というかテロということになっていきますけれども、安全性を確保するための装置の一つであると、皆さんおっしゃっているわけです。また、こ

れまで何度も聞いておりますけれども、原発を再稼働するにあたって、福島教訓を胸において住民の安全を最優先にすると常におっしゃっておられるのです。一方で、電力が足らなくなるとか電気代が高いとかいう論点から、経済性の圧力もあるわけです。その中で特重なしで運転するということは、安全性を最優先に考えるということと矛盾しているのではないかと。私たちの言葉で言えば、そんなことは思っていないだろう、嘘だろうという感じもしないでもないのですけれども、その2点について、お答えをいただきたい。質問です。

◎三宮 議長

はい、それでは東京電力さん、お願いします。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、東京電力の稲垣でございます。本間委員の2つのご質問について、私から回答させていただきます。

まず、なぜ今まで公表して来なかったかということでございますが、特重については中身が非常に、今も言えないというものでございます。ご存じのとおり今、まだ設計及び工事の認可をするという段階で詳細設計も進んでいるというところでございます。私も発電所の所長としての定例会見の中で、非常に規模が大きい工事であるということは数カ月前からお知らせをしてきているところでございますが、いわゆる詳細設計が進む中で、その施工・設計も含めての工事のプラスの部分と、さまざまな工短対策というところのマイナスと言いますか、短くする対応のせめぎ合いという中で、工期が見通せなかったというところは事実でございます。そういう関係で今までの記者会見のなかでも、まだ工期を具体的に何年何月と申し上げる段階ではなかったもので、できませんと申し上げてきたところでございます。

そういった中で、ようやく工認の審査が進んで来て、躯体工事等の詳細設計が出てきたというところで、年月がほぼほぼこのあたりではないかというのが言えるようになったのが、ここつい最近というところでご理解をいただきたいと思っております。

もう一つ、特重なしで運転するというのは本当なのかというところでございます。これは、先ほど杉山から説明させていただきました14ページ目の資料の下段にありますけれども、これは我々の資料というよりは規制庁さんの定義でございますが、バックアップの施設であるということ、特に意図的な航空衝突及び大規模な損壊で使用するためのバックアップの施設ということで、そこにありますけれども直ちに重大事故の発生や拡大防止に支障が生じるものではないということが書いてございます。これは、規制庁さんのところから引用させていただいておりますが、じゃあ航空機衝突や大規模損壊という場合にどうなのかというお話がございしますが、これにつきましては我々、大規模損壊の対応等の施設というのも既に発電所の中ではモバイルでございまして用意をして、それを使った訓練もやっていて、これを訓練検査というかたちで発電所の実際やっている姿を規制庁さんにも検査というかたちで見ていただいて、昨年の4月ですか5月に検査の結果

を確認いただいているところでございますので、基本的には特重設がなくても、こういった SA 設備を使うことで重大事故は防止できるという考えのもとに立って、今、議論を進めさせていただいているところでございます。以上になります。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

そうすると、安全に運転する上で特重施設は無くてもいいのだけれど、国に言われたからしょうがなく金を掛けて工事しているということなののでしょうか。

◎三宮 議長

それは、規制庁さんが答えたほうがいいのではないですか。

◎本間 委員

とりあえず、東電さん答えてください。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

我々、そういうことを決して無視しているということではございません。もちろん、バックアップといえども非常に重要なものだと考えておりますので、着実に工事を進めるという意味合いにおいて、あと 4 年かかると公表させていただいたのもそういうことでございます。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の伊藤です。先ほど稲垣所長からも話がありましたが、この特重設の装置は、1F 事故が起こり既存の発電所から新規制基準への対応でリスクを低減させましたが、そこからさらにリスクを低減するような設備になっています。プラス α の設備ですので、優先順位としては、そんなに高くはないとは言わないのですけれども、一つ落ちる段階になります。そして、新規制基準で従来の設備をパワーアップしなさいというふうになっていますけれども、それとは違い、この特重施設はゼロからの工事になります。ですので、工事の時間が非常に掛かるというのは規制側も認識しておりました。その上で、バックフィットの議論などもありましたけれども、例えば新知見が出て、突然明日から新知見の工事をしなければいけないから発電所を止めなさいという規制は、適切ではないと整理しております。したがって、先ほど言いましたとおりゼロからの工事になりますし、合理的な規制をするにあたっては猶予期間をある程度設けなければいけないという整理しております。そして、先ほど言ったとおり、優先順位も一つ下になりますので、こういったかたちで整理しています。

◎三宮 議長

はい。いいですか。他にある方いらっしゃいますか。岡田委員、どうぞ。

◎岡田 委員

岡田です。規制庁さんに伺いたいと思います。この特重設について、他電力、他発電所の整備状況についてご説明いただけると有難いです。加えて、この柏崎刈羽における特重

設の設置において、規制側が共有している特有の技術的困難さなどがあるか、また、沸騰水型、加圧水型で特重設に求める機能の差、性能の差などあれば、それも伺いたいと思います。以上です。

◎三宮 議長

はい、規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の伊藤です。ご質問ありがとうございます。

他のサイトの特重の状況は、今、私自身、押さえてはいないです。次回でもお話させていただければと思います。実際に運転が始まってからも、まだ特重設ができていないサイトはあります。ただ、その特重設の工事が終わっていないので止められたという話は聞いていないです。その設備の中の困難さですとか、そういったところはセキュリティ上言えない部分があって、おそらくここで具体的な話をすると、勘の良い人はどういう設備なのかを予測できる部分もあるかと思いますので、ここは控えさせてください。他のサイトのことは、次回お話させていただければと思います。

◎三宮 議長

PとBのものも言えない？

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

PとBも、私の知識があまり深くなくて、次回言えるかどうかも含めて、改めてお話をさせていただきます。

◎三宮 議長

はい、分かりました。他にある方、いらっしゃいますか。はい、竹内委員、どうぞ。

◎竹内 委員

竹内です。東京電力に1つ、規制庁に1つお願いします。同じく、特重施設の件ですが、7号機と6号機は同時に適合審査を通ったのに、7号機の方だけすごく進めるなとずっと不思議に思っていて、今回、このような事態になることを見越してわざとずらしてやっていたのかなと。発電が途切れないように、わざと7号機だけ先にやって、それが間に合わなかったら6号機にということで、6号機は遅れていたのかなと思ったのですが、そのようなお考えだったのか、偶然なのかというところを教えてください。

原子力規制庁に同じ内容ですが、設置認可を同じ時期に通って5年という期限、設置認可から5年ではないのは分かっているのですが、何かこのような運用の仕方が、すごく姑息なのではないかという感じがしています。動いていない原発について、その5年の基準の考え方がどうなのかなという感じを受けました。

もう1点すいません、規制庁にです。この検査の報告についてですが、私が理解してなかったのですが、この2つの検査の結果は、これまでいろんな指摘とか、継続案件があったけれど、今回の検査で継続事項は全てクリアして新たな指摘事項もありませんという100点満点の検査だったと捉えていいのかどうかというところも教えてください。

い。すいません、2つでした、原子力規制庁。

◎三宮 議長

はい、それでは最初に東京電力さん、お願いします。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、所長の稲垣でございます。竹内委員のご質問の確認をさせていただきたいのですが、7号と6号がずれているというのは、いわゆる本体の安全対策工事のずれをおっしゃっているのか、特重設の今日ご説明した内容のずれをおっしゃったのか、どちらでございましょう。

◎竹内 委員

審査のずれです。適合審査が出た後、段階を追って動かすまであるのですが、それがすぐ7号機だけ進んで6号機はずっと置かれていて、それが今6号機のほうはまだ猶予期限があるみたいなことになっていると思うのです。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、承知いたしました。理解いたしました。失礼いたしました。

ご指摘のように、まず7号機と6号機は設置許可、いわゆる基本設計の段階の審査は、同時に認可を頂戴しております。そこから安全対策工事を進めるとは、詳細設計をやり工事をやりということで、設計及び工事の認可申請を出して審査をいただいていくという次のステップがございます。その際に、やはり我々としては安全対策工事をしっかり進めて、一日も早く安全な状態を作り上げるというのはもちろん考えているのですが、詳細設計の検討に対する体制面において、2基同時に詳細設計、工事を進めるというのは極めて厳しいと、当時判断を致しまして7号機のほうから。7号機か6号機かというのは、私の所長の前の段階なので、その判断の経緯は把握し切れてないのですが、7号機を先にすると決めたことで、7号機の設計及び工事をやったというところがございます。ご案内のとおり、7号機の安全対策工事を進めてきた中で、安全対策工事の未完了問題というのが4年前に発生を致しました。これによって、7号機の設計に非常に手戻りを生じた関係で、6号機にもそれをフィードバック致しますので、7号機の遅れを取り戻す中で、6号機については大きく差が付いたというふうにご理解いただきたいと思います。

◎三宮 議長

はい、続きまして、規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の伊藤です。ご質問ありがとうございます。

2つ質問ありましたけれども、最初の6・7号機のずれの話もさせていただきます。私たちも、審査をするリソースが足りているわけではなく順番にやっていたので、ただただずれたというだけでございます。

それと、5年問題といいますが、新規制基準を作るにあたって合理的な規制、適切な規制をしなければいけないという場面で、ゼロから造るものにあって、すぐ工事が完了し

なければいけないというかたちになると、それは決して合理的とはいえない、適切とはいえないと思います。それで事業者とも、東電さんに限らず全事業者と意見交換などもしまして、だいたいこういったものの工事は、その時にはまだ誰も造ったことの無い設備ですので、どのくらい時間がかかるとも分からない状態でした。そこで意見交換をしつつ、だいたい5年くらいあればできるのかなという整理になって、5年というふうに設けたというかたちになります。ですので、決して規制の独りよがりで5年にしたというものではございません。

それと、継続案件の話だと思うのですが、もし私の認識が間違っていたらご指摘いただきたいのですが、100点満点の検査というのは語弊がありまして、特段、安全上問題がなかったという言い方をさせていただければと思います。この継続案件というのは、第3四半期中で何か指摘事項なのか、それとも軽微なのかと評価に困るものがあって、もう少し調査をしなければいけないというものがあれば、継続案件として第4四半期に延期して評価、調査を続けるというものでして、今回、そういう複雑な案件はありませんでしたということです。これで大丈夫ですか。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。他に、星野委員、どうぞ。

◎星野 委員

時間が迫っておりますので、東京電力さんと自治体、県、市、村さん、2つあるので簡単に、この次にご回答いただきたいということを先に申し上げますが、東京電力さんの今日の説明の6号機のタービン建屋の油漏れについて、要するにタービン建屋の中の、どの辺に位置している部分なのかということ、サイズ、スケールをできれば図で示していただきたい。これは次回の時ということでお願い致します。

それから、今の特重の問題、後にしますけれども自治体の皆さんには今日、それぞれの立場で説明した中で、市町村による原子力安全対策に関する研究会をなさったそうですが、これでどういう意見があったのかを公開していただきたいと思います。

それで、ずっと議論になっている問題に戻りますけれども、非常に唐突な感じがするのと、一方によってその5年という、当初はそうだというふうに今、規制庁さんは説明をされましたけれども、それが完成されてないときは運転できないという縛りがあるわけですね。それほど重要なことが、ほんのここへきてにわかに分かったかのように、説明を聞いていると東京電力さんもそうですし規制庁さんの説明も、新しいものを造るからそれなりに時間がかかる。それを今、これから言い出すのであれば、その言い分は通ると思うのですが、ちょっと違和感があります。

それから東京電力さんに、これはもう意見になりますけれども、天下の東京電力さんがこれだけのプラントを造っていく中で間に合わんという。これはもう本当に後出しジャンケンじゃないかというくらい、非常にお粗末な企業だという印象を受けます。意見です。返答は要りませんが、規制庁さんにはひと言返答をいただきたいと思います。

◎三宮 議長

最初の2つは次回ということで。規制庁さんに返答というのは。

◎星野 委員

それは、公開できないものだということであれば公開をしていただかなくてもいいのです。出せるものであれば出していただきたい。そのへん、どなたかに出しますとか出せませんかと言っていただける人。

◎三宮 議長

はい、新潟県さん、お願いします。

◎飯吉 原子力安全調整監（新潟県・防災局）

市町村研究会のお話でよろしいですか。市町村研究会は公開でやっけていまして、私も今日、このあと説明する技術委員会の報告書について、説明のところは私も参加したのですが、それについては市町村から結論が分かりづらいと、新聞にも書かれていたのですけれど、そういう話が出ていました。

その中身につきましては、長岡市が幹事をしていまして、市町村研究会のホームページを作っていますので、そちらをご覧になれば確認できるかと思います。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。いいですかね、あと。小田委員、最後でお願いします。

◎小田 委員

商工会議所の小田でございます。特重に関して私も意見をさせていただければと思います。

特重に関しては、当初から遅れるということは、分かっていたと思います。そのなかで、規制庁さんのOKをいただいて、7号機に関しては地元同意があれば動かしてもいい状況になっていたかと思います。ただ、市長や村長さんの意見を新聞等で見ますと、遅れる期間が想定よりも長かったという話であって、遅れること自体は皆さん理解していたのかなというふうに思いますので、再稼働の議論をしていた中で遅れるのが分かっている、動かすか、動かさないという議論をしていた中で、それが想定よりも遅いからとか早いからとかということではないのかなと私としては考えています。

その中で、思っていたよりも長かったということだけなのかなと思います。安全性に関しては、国から今の段階では認められていることなので、長いことに関しては違和感があるかもしれませんが、今までの議論が特に無駄とかそういうふうには私は考えておりません。以上でございます。

◎三宮 議長

はい、それでは意見ということで、第一部を終了させていただきます。

ここで休憩に入らせていただきます。45分を目途に再開したいと思います。

◎星野 委員

お願いします。私の質問に対して、規制をかけている規制庁さんからひと言、その5年間

題についていただきたい。実際、7号機が仮に稼働しても、途中で止まっちゃうわけですね。そういうことも踏まえて、どういうふうに考えておられるのか。

◎三宮 議長

はい。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の伊藤です。まず、最初の整理は先ほど話したとおりでございますので、10月に5年目を迎えるわけですが、そこで止めるのは普通の規制活動だと思っています。特段、何かしら複雑な感情を抱くようなレベルのものではないと思っています。たんとんと時が来ましたので止めますというだけです。工事が終わりましたら動かします。それだけの話です。

◎三宮 議長

はい。

◎星野 委員

納得はいかないけれども、説明をいただきありがとうございました。

◎三宮 議長

はい、それでは休憩に入りたいと思います。5分くらいでいいですか。休憩していただいて、皆さん揃い次第第二部を始めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、休憩に入ります。

— 休憩 —

◎三宮 議長

はい、それでは全員揃われたようなので会議を再開させていただきたいと思います。第二部は、技術委員会による柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認の報告について、新潟県さんから説明をいただき、その後、質疑応答に入りたいと思います。

それでは、新潟県さん、お願いします。

◎飯吉 原子力安全調整監（新潟県・防災局）

県の原子力安全対策課の飯吉です。柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認について、説明させていただきます。

柏崎刈羽原子力発電所の確認につきましては、技術委員会における議論や確認結果を取りまとめた報告書が2月12日に知事に提出されました。本日は、お手元にお配りしたパワーポイントの資料を使用して、報告書の概要について説明させていただきます。尚、報告書は先ほども説明がありましたけれども、添付資料を合わせて2500ページの大冊のため、委員の皆さんには報告書本体のみ配付しております。添付資料を含め、県のホームページに掲載しておりますので、必要に応じ、ご確認いただければと思います。また、報

告書本体は、広報センターにも配付用として置いてあります。

それでは、1 ページをご覧ください。技術委員会における安全対策の確認の経緯をまとめています。

技術委員会では、福島第一原子力発電所事故原因の検証結果とフィルタベント設備の確認結果、原子力規制委員会の設置変更許可の審査内容、柏崎刈羽原発の現地視察、核物質防護に関する一連の不適切事案、などを踏まえまして、安全対策の確認事項を 22 項目に整理し、東京電力から説明を受け、その上で疑問が残る点等について、原子力規制庁から説明を受け、確認を行いました。

2 ページをご覧ください。安全対策の確認の流れを示した図になります。中央にあります表に整理した 22 項目を示しております。この順番で確認項目ごとの確認結果を順次、説明したいと思います。

それでは、4 ページをご覧ください。まず、(1)「建屋基盤底面の最大傾斜が目安値である 2000 分の 1 を上回ることの評価」についてです。

新規規制基準では、建屋の傾きが 2000 分の 1 以下になることを確認する旨の記載がありますが、基準地震動による建屋の傾きが 2000 分の 1 を超える施設があることから、その建屋や設備への影響がないことを確認しております。

建屋傾斜の観測値の評価が議論となり、東京電力から観測値に関する見解について、説明を受けました。それらの結果として、特に問題となる点はないとしております。

5 ページをご覧ください。(2)「施設の液状化対策」についてです。施設の液状化対策と地盤の液状化による影響について確認しております。

取水路などの液状化対策が議論となり、東京電力から具体的な評価について説明を受けました。それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。次ページに取水路の液状化対策工事の様子を掲載しております。

続きまして、7 ページをご覧ください。(3)「水撃による圧力波の冷却水系への影響」についてです。津波の水撃によって発生した圧力波の冷却水系への影響を確認しております。

原子炉を冷却するための系統への影響などが議論となり、東京電力から具体的な評価について説明を受けました。また、関係設備について、現地で確認しております。

それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。次ページに、冷却水系の水路の概略図を掲載しております。

9 ページをご覧ください。(4)「冷却水系、循環水系の損傷による内部溢水への対処」についてです。

地震により配管等が破損し、水が内部にあふれ出た場合の対処などについて確認しております。電源が無くなった場合の浸水をする弁の動作などが議論となり、東京電力から具体的な対応について説明を受けました。また、関係設備について、現地で確認しております。それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。

10 ページをご覧ください。(5)「情報操作システムへの不正アクセス防止」についてです。

原子炉の運転等のための情報システムへの不正アクセス防止対策について、確認しております。原発関係ではありませんが、実際にあった具体事例に関する対策などが議論となり、東京電力から具体的な対策や対応について説明を受けました。それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。

12 ページをご覧ください。(6)「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備及び運用手順」についてです。

原子炉において発生した熱の最終的な、逃（のが）し場、実際には海になりますが、海に熱を逃（のが）すための設備と運用手順について確認しております。

代替循環冷却設備、という事故後、新たに追加した設備などが議論となり、東京電力から具体的な運用手順や訓練等について説明を受けました。また、関係設備について現地で確認しております。次ページになりますが、それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。さらに次ページになりますが、代替循環冷却設備の概略図を掲載しております。

続きまして 15 ページをご覧ください。(7)「格納容器の破損防止対策」についてです。

事故の際に放射性物質を閉じ込める格納容器の破損防止対策について確認しております。

格納容器からの漏えい防止対策などが議論となり、東京電力から具体的な対策について説明を受けました。それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。次ページに格納容器のフランジ部からの漏えい防止対策の概略図を掲載しております。

17 ページをご覧ください。(8)「計装設備の計測範囲の変更、電源設備の強化等」についてです。

事故時に適切に事故対応するために必要な温度や圧力などを計測できるか、や、電源設備の強化などについて確認しております。

福島第一原発事故を踏まえた計装設備の改善などが議論となり、東京電力から計測した温度等に基づく事故時の具体的な対応について説明を受けました。それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。次ページに重大事故を考慮した計装設備の計測範囲の変更や新規設置について掲載しております。

19 ページをご覧ください。(9)「事故対応時の環境対策、体制等」についてです。

事故時の運転員の被ばく低減対策や対応する要員の体制などについて確認しております。炉心溶融している状況での作業などが議論となり、東京電力から被ばく対策や訓練について説明を受けました。また、関係設備について、現地で確認しております。それらの結果として、特に問題となる点はないとしております。

20 ページをご覧ください。(10)「重大事故対処手順、作業者の教育・訓練及び心理的負担」についてです。

重大事故時の対応手順や作業者の教育訓練などについて確認しております。悪天候時の対応や悪天候時を想定した訓練などが議論となり、東京電力から悪天候時の人員の参集や訓練などについて説明を受けました。次ページになりますが、それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。

22 ページをご覧ください。(11)「運転適格性の確認」についてです。少し詳しく説明致します。

東京電力の運転適格性について確認しております。東京電力については、新規制基準の適合性審査において、福島第一原発事故を起こした当事者であることを踏まえ、平成 29 年に原子炉設置者としての適格性を有するかどうかについての審査が行われており、原子力規制委員会が「運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はない」と判断しております。その後、一連の核物質防護事案が発生し、原子力規制委員会は追加検査の中で適格性について再確認を行い、令和 5 年 12 月に「平成 29 年の適格性判断の結論を変更する必要はない」と判断しました。

技術委員会では委員から、「平成 29 年の適格性判断は、セーフティの視点のみでセキュリティ、つまり核物質防護の視点が欠けていたのではないか」などの意見があり、これに対し原子力規制庁から、「平成 29 年の適格性の確認はセーフティの観点で審査した」としながらも、今回の一連の核物質防護事案を受け、核物質防護規定にも原子力事業者の基本姿勢を追加させ、「今後はセーフティとセキュリティの両視点から確認していく」との説明を受けました。

次のページをご覧ください。確認結果ですが、原子力規制委員会は 4268 人・時間もの追加検査を行った上でセキュリティの視点も含めて、今回の適格性の再確認を行っており、技術委員会としては「原子力規制委員会の判断を否定するものではない」としております。

また、確認結果と共に提言も示しており、原子力規制委員会は東京電力の基本姿勢の遵守状況をセーフティとセキュリティの観点から引き続き厳格に継続して確認してもらいたい。東京電力はセキュリティの重要性を改めて認識し、セキュリティ、セーフティに関わらず、幅広い視点で原子力施設の安全確保に向けた活動を継続してもらいたい、と提言しております。

24 ページをご覧ください。(12)「フィルタベント設備の耐震性」についてです。

フィルタベント設備の耐震性について確認しております。フィルタベント設備と原子炉建屋の配管をつなぐ伸縮継手などが議論となり、東京電力から地震時のフィルタベント設備と建屋の最大の変位に伸縮継手が追従できることなど、について説明を受けました。また、関係設備について現地で確認しております。

次ページをご覧ください。米印の部分に記載しておりますが、フィルタベント設備は地上式と地下式の 2 種類があり、地下式は特定重大事故等対処施設に位置付けられ、その詳細は公開されておられません。このため、本項目においては、主に地上式について確認を実

施し、地下式も同等の性能を有すると説明を受けております。

このようなことから確認結果は公開されている内容に対し追加の確認事項はなく、との文言を加え、特に問題となる点はない、としております。次ページに地上式フィルタベント設備の概略図と伸縮継手の概要を掲載しております。

27 ページをご覧ください。(13)「フィルタベント関係、技術委員会にて指摘いただいた事項に対する対応状況」についてです。

耐震性以外のフィルタベントの基準やベント操作、放射性物質の除去効率などについても確認しております。ベント操作のパッシブ化。これは一定の圧力になったら自動的にベントされる、ということですが、それらなどが議論となり、東京電力から放射性物質を大気に放出することから人が操作してベントするようにしていることなどの説明を受けました。次ページになりますが、それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。

29 ページをご覧ください。(14)「地下水対策」についてです。建屋周辺の地下水の対策について、確認をしております。

事故による汚染水の発生防止対策などが議論となり、東京電力から区画ごとの水密扉の設置や貫通部の止水処理などについて説明を受けました。それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。次ページに地下水に対する浸水防護対策の概略を記載しております。

31 ページをご覧ください。次に(15)「緊急時対策所」についてです。事故時に要員が参集し事故対応を行う緊急時対策所について確認しております。

緊急時対策所の機能や広さなどが議論となり、東京電力から対応要員の被ばく防止のための設備や要員の体制などについて説明を受けました。それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。

32 ページをご覧ください。(16)「水素爆発対策」についてです。原子炉建屋の水素爆発対策について確認しております。

解析コードによる水素爆発対策の有効性の評価などが議論となり、原子力規制庁から大きな保守性を持たせて解析が行われている他、さまざまな水素爆発対策が整備されていることについて、説明を受けました。また、関係設備について現地で確認しております。次ページになりますが、それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。さらに次のページになりますが、水素爆発対策設備の設置状況を掲載しております。

35 ページをご覧ください。(17)「原子力災害時の情報発信」についてです。国の原子力災害時の情報発信の体制や内容などについて確認しております。

事故時のリスクコミュニケーションなどが議論となり、原子力規制庁から「止める、冷やす、閉じ込める」の安全機能に関する情報を正確、且つ、速やかに伝えることが原則であること、などの説明を受けました。それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。

36 ページをご覧ください。(18)「耐震評価」についてです。こちらでも少し詳しく説明致します。地震や津波による建屋や設備への影響について確認しております。

東京電力は最新の知見を踏まえて基準地震動や基準津波を設定し、建屋や設備への影響がないこと等を評価しており、原子力規制委員会は審査において、その評価の妥当性を確認した、との説明を受けました。

技術委員会では、海域や陸域の断層の活動性や地滑りの影響等が議論となりました。原子力規制庁から海上音波探査の解析結果や反射法地震波探査結果、他機関の調査結果、文献調査、変動地形学的調査、地質調査、地球物理学的調査等を総合的に検討した東京電力の評価の妥当性を確認している、との説明を受けました。その上で委員から、発電所の安全性を担保するには、敷地周辺及び敷地内の断層の活動性や地滑りの成因等について、さらに詳しく解析するべき、とする意見と、現時点の知見において、問題となる点はない、との大きく分けて2つの意見が出され、意見の一致はみませんでした。

次ページをご覧ください。確認結果ですが、原子力規制委員会は、さまざまな調査や文献等を総合的に評価した上で、基準地震動が策定されていること。基準地震動による地震力に対して安全機能が損なわれないこと等を確認しており、技術委員会としては、原子力規制委員会の判断を否定するものではない、としております。

また、確認結果と共に提言も示しており、地層・地質に関しては一般に得られるデータが限られ、その解釈も見解が分かれる場合があることを考えると、原子力規制委員会や東京電力には、今後とも継続してデータの収集に努め、新たな知見が得られた場合は、それが発電所の安全性に影響を与えるかどうかをその都度、確認してもらいたい、との提言をしております。

38 ページをご覧ください。(19)「使用済燃料プールの安全対策」についてです。使用済燃料プールの使用済燃料を冷却するための安全対策などについて確認しております。

使用済燃料プールのリスク想定と対策等が議論となり、東京電力から福島第一原発事故後に実施した安全対策等について、説明を受けました。それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。次ページに、福島第一原発事故後に新たに設置した冷却設備を掲載しております。

40 ページをご覧ください。(20)「残余のリスク等への対応」についてです。少し詳しく説明致します。

想定を超えた事象への対応について確認しております。東京電力から想定を超えた事象に対応するため、可搬型設備による対応を中心とした多様性及び柔軟性を有する手順書を整備すると共に可搬型設備の配備に当たって、同等の機能を有する設備との共通要因による損傷を防止する等の対策を取っている、との説明を受けました。また、原子力規制庁から、その対策の妥当性を確認したとの説明を受けました。

技術委員会では、特定重大事故等対処施設の審査内容等が議論となり、原子力規制庁から、新規基準では大規模な自然災害や故意による大型航空機の衝突、その他のテロリズム

ムが発生した場合に活動するための手順書、体制、設備等を要求しているが、位置や仕様等は不開示としていること、等について説明を受けました。

次ページをご覧ください。確認結果ですが、原子力規制委員会は審査において、必要な手順や体制等が適切に整備されていることを不開示としている内容も含めて確認したとしており、技術委員会としては原子力規制委員会の判断を否定するものではない、としております。また、確認結果と共に提言を示しており、今後、発生しうる事象に対応するため、引き続き、安全性の向上に努めることが重要。可搬型設備による対応は、人が介在する部分が多いことから、東京電力には要員の確保と教育・訓練による力量の維持・向上に努めてもらいたい。原子力施設の大規模損壊等に対応できるよう、国や関係機関との連携体制を一層強化してもらいたい、との提言をしております。

42 ページをご覧ください。(21)「自然現象への対策」についてです。竜巻や火山噴火、台風など、自然現象への対策について確認しております。

火山灰や竜巻等による発電所への影響等が議論となり、東京電力から想定している火山灰や竜巻の規模や対策等について、説明を受けました。また、関係設備について、現地で確認しております。

それらの結果として、特に問題となる点はない、としております。

43 ページをご覧ください。最後の項目になりますが。(22)「核物質防護、不正入域」についてです。こちらでも少し詳しく説明致します。

一連の核物質防護事案を踏まえ、核物質防護について確認をしております。原子力規制委員会は ID カードの不正使用、核物質防護設備の一部機能喪失を受け、令和 3 年 3 月に規制検査の対応区分を第 1 区分、自律的な改善が可能な状態、から第 4 区分、事業者が行う安全活動に長期にわたる、または重大な劣化がある状態とし、4 月に核燃料の移動禁止命令を発出すると共に、核物質防護の追加検査を行いました。

技術委員会では、東京電力から ID カードの不正使用等を踏まえ立案した改善措置計画の 36 項目に基づき、改善活動を実施したことなどの説明を受けました。

また、原子力規制庁から追加検査において、是正されていること等を確認後、規制検査の対応区分を第 4 区分から第 1 区分に戻し、核燃料の移動禁止命令を解除したことと、今後も東京電力に対し、核物質防護について継続的な改善を求めると共に通常の検査において他施設よりも手厚く監視を行う、との説明を受けました。

その中で、核セキュリティ文化等が議論となり、委員からは、ID カードの不正使用等の事象は住民の信頼を大きく損なうものであること。また、核セキュリティのみならず、原子力安全に対する東京電力の意識の低下、原子力安全文化の劣化につながるものではないか、等の意見が出され、運転適格性についての懸念も示されました。

次ページをご覧ください。確認結果ですが、原子炉規制委員会は 4268 人・時間にわたる追加検査を行動観察等の手法も取り入れて行った上で、原子力規制検査の対応区分を戻しており、技術委員会としては原子力規制委員会の判断を否定するものではない、とし

ております。

また、確認結果と共に提言を示しており、核物質防護に関する指摘がその後も原子力規制検査においてなされていることから、東京電力には事案を未然に防ぐための取り組みの改善や安全文化の維持向上に取り組んでももらいたい、との提言をしております。

45 ページをご覧ください。報告書の終わりのほうにあります、全体所見から抜粋したものです。読ませていただきますが、技術委員会では、柏崎刈羽原発の安全対策について、福島第一原発事故原因の検証結果や東京電力の核物質防護に関する一連の不適切事案等を踏まえ、安全対策の確認事項を 22 項目に整備し、東京電力から説明を受け、その上で疑問が残る点や国に確認するとしていた事項等について、原子力規制庁から説明を受け確認した。

22 項目のうち 18 項目において、現時点で特に問題となる点はない、との結論に至った。

残りの 4 項目については、委員の意見の一致をみなかった点や核物質防護に関する不適切な事案が発生している、との指摘があったものの、他機関の調査、文献等の確認も含めた審査や多大な時間と労力をかけた検査に基づく、原子力規制委員会の判断を否定するものではない、との結論に至った。

今後、原子力規制委員会や東京電力には、原子力発電所の更なる安全性向上に継続して取り組んでいただき、その中で新たな知見が得られた場合には、速やかに安全性を再確認することに努めてもらいたい。

また、セキュリティやセーフティに関わらず、幅広い視点から原子力施設の安全確保に向けた活動を実施してもらいたい、としております。説明は以上となります。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。それでは、ここから、質疑応答に入りたいと思います。委員の皆様には要点を簡潔明瞭に発言いただきますようお願いいたします。それでは、どうぞ。はい、星野委員、どうぞ。

◎星野 委員

星野です。今の説明は、要するに技術委員会が出した報告書に対する説明ですので、どういうふうに答えていいか分からないということが実際に、技術委員の方から答えるのが本来ですが、1 つだけ、これは東京電力さんに確認です。これは、東京電力さんでもお答えいただける内容だと思います。地下式フィルタベントについてです。これは確か、私の記憶では泉田さんが県知事をやられた時に出てきた問題だと思うのですが、今、6 号機、7 号機において、この地下式フィルタベントは完成しているのでしょうか、いないのでしょうか。聞かせてください。

◎三宮 議長

はい、東京電力さん、お願いします。

◎松坂 リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力、松坂がご質問にお答えします。まず、地下式フィルタベントですけれども。こちらにつきましては、特重施設の設置期限を待つことなく、可能な限り早く整備するというので、技術委員会などでもお答えしていたところでございます。こちら、特重施設の中に含まれているということをご承知おきください。それから、先ほども特重施設の話をしていましたが、審査の長期化ですとか躯体工事の見合わせ、それから初めての工事であること、さまざまなことがありまして、設計・工事の見直しなどがあり、先ほど報告しましたように、設置期限に対して間に合うということは難しい状況となったということでございます。

また、これによって安全神話はどうかというところもございますが、先ほど技術委員会の報告書にもございましたとおり、我々としては代替循環冷却設備、それから地上式のフィルタベントで設置変更許可を取得しているというご説明をしております、その設工認の認可を規制庁よりいただいているというところでございます。

地下式フィルタベントの特重施設の施設として設置するということにつきましては、代替循環冷却と地上式フィルタベントで新規基準に基づく要求は備わっているということをご説明しまして、今、ご理解をいただいているというところでございます。

◎三宮 議長

はい、星野委員、どうぞ。

◎星野 委員

ご説明ありがとうございます。端的に言って、まだできていないということですね。

◎松坂 リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

いわゆる、工事の結果が当然ながら認められているわけではございませんので、ご理解のとおりということです。

◎星野 委員

分かりました。

◎三宮 議長

はい、他にある方、いらっしゃいますか。はい、竹内委員、どうぞ。

◎竹内 委員

竹内です。新潟県に質問ですが、この技術委員会の取りまとめについては、県民に説明する機会を持つのでしょうか。

◎三宮 議長

はい、新潟県さん、お願いします。

◎飯吉 原子力安全調整監（新潟県・防災局）

はい、ありがとうございます。先ほど申したように、この報告書や添付資料については、県のホームページに掲載しているところです。それに加えて、今後、新聞広告や県の広報誌による広報、また、地域振興局に実際の報告書を配付しまして閲覧できるようにす

る予定としております。また、昨日の議会の中でも聞かれたのですが、県民説明会等については、現時点で予定しているものではありません。

◎三宮 議長

はい、竹内委員、どうぞ。

◎竹内 委員

竹内です。なかなか難しい技術的な内容なので理解できるかどうかはあるのですが、税金を使ってこれだけ長い期間、いろんな方に集まってもらってやったものなので、直接対面しての県民説明会を 1 会場でもいいからやっていただきたいと思います。要望です。

◎三宮 議長

はい。他にある方。はい、本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

本間です。県に質問です。まあ、質問というほどでもないですけど、新聞とかである程度公表するというようなお話でしたよね。今日伺った話も、非常にさっとすべての問題を通り過ぎていて、ポイントを絞ってもいいですので、何がその委員会の中で議論されたか、一番肝心な点をぜひ分かりやすくはっきりと、何が問題になってどういうディスカッションがあったかをぜひ説明していただきたいと思います。3つの検証委員会の時もそうなのですが、特に最後時間切れで、急いで報告出させてそれを県がとんでもなく表面的なまとめだけで終わっていた。今回のこのパワーポイントの資料だけだと非常に表面的にさっさっさーと行って、この中に4つ問題点が残りまして、どこが4つかなって悩むくらいのもったい加減なので、そのへんわかるように、ぜひ修正して説明をお願いしたいと思います。新聞広告を出すのであれば希望です。

◎三宮 議長

新潟県さん、どうぞ。

◎飯吉 原子力安全調整監（新潟県・防災局）

ありがとうございます。新聞広告につきましては、紙面が限られていますので、工夫はしているのですが、さらっとしたものになってしまうのですが、広報誌のほうはある程度紙面がありますので、ご意見を踏まえて工夫して作りたいと思っています。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございます。他にある方、いらっしゃいますか。この第2部に関して、まだ発言されてない方であれば。はい、三井田副会長、どうぞ。

◎三井田達毅 委員

柏崎エネルギーフォーラム、三井田です。新潟県さんに質問させてもらいたいです。まず、えらく時間がかかったなという感想です。質問もそこに引かかる部分もあるのですが、先に教えていただきたいのが、この取りまとめは福島事故からのスタートだったと思うので十数年かかったわけですが、この結論を最終的に出すのは、新潟県さんのほ

うから、ある程度取りまとめをお示したからようやく出てきたのか、自然発生的に技術委員会が煮詰まってきて結論が出たのかをまずお聞かせください。

◎三宮 議長

はい、新潟県さん、お願いします。

◎飯吉 原子力安全調整監（新潟県・防災局）

はい、ありがとうございます。2 ページ、スライド 2 ページにこれまでの流れということで書かせていただいているのですが、先ほども説明しましたように、規制委員会の審査内容や現地視察、福島原発事故の検証を踏まえまして 22 項目に整理し、それについて東京電力にまずは説明を聞き、疑問が残る点等については規制庁から説明を聞き、議論が進んでいってその結果、昨年の 6 月くらいに概ね確認が終わったので、今後の取りまとめの方針を示して、その後 2 月に取りまとめたという経緯でございます。

◎三宮 議長

はい。

◎三井田達毅 委員

ありがとうございます。ということは、県のほうで巻かれたので慌てて結論を出したということではないという理解だと思うので、そこに関してはちょっと安心しました。ただ、物事全て完ぺきなものはないですし、分からないから結論を出さないといったら、世の中確実に分かることって少ないので、そこは私の感想として、何というか時間がかかり過ぎて、この間の時間が無駄だったとは言わないですけど、ただ、この結論を出さなかったことに関しては、少し不信が残るのが感想です。

もう 1 つの質問ですが、今後の技術委員会の立ち位置、未来・将来像みたいな部分に関して、今回、福島事故のことに関しての一定の結論が出たので、これでもう解散ということなのか、県が独自に持つ、国とも違う、事業者とも違う、諮問機関として安全性の確認をし続けるかたちで残そうとしてらっしゃるのか、そのへんの計画はあるか聞かせてください。

◎三宮 議長

はい、新潟県さん、お願いします。

◎飯吉 原子力安全調整監（新潟県・防災局）

ありがとうございます。実は技術委員会は、この地域の会とほぼ同じ時期に発足していきまして、きっかけはトラブル隠しで発足した委員会となります。目的としましては、県と市と村のその安全確認に対して助言、指導をいただくということで設置しまして、それも安全協定に位置付けてある委員会ですので、この確認が終わったからといって無くなるものではありません。柏崎刈羽原発の 6・7 号の安全確認は終わったのですが、今後もし引き続き技術委員会は存在しますし、何かあれば、また必要があれば技術的な指導・助言をいただくことを考えております。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。

◎三井田達毅 委員

最後、ひと言だけ感想です。続くということに関しては安心しました。ただ、いろんな意見がある中で、結論を最終的には出したということについては、評価しているところではありますけれども、これだけの長時間かかったことに関しては、反省もできればしていただきたいなと思っております。今後、また引き続き活動してくださるのであれば、もう少しスピーディに、その次点で出せる結論であっても出さない事には物事、現実は動いているので、そのへんはきちんとしていただきたいなというのを最後に要望して終わります。以上です。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。他にある方、いらっしゃいますか。まだ、発言されていない方、いかがでしょうか。ないですかね、はい。それでは、本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

はい、本間です。オブザーバーへの質問ではないですけれども、この地域の会の在り方について、皆さんにもぜひ考えていただきたいことで発言させていただきます。間もなく、11 期が終わって、また要望書を出すということで、原案を先日メールで送っていただきましたけれども、これまで、この会が所詮賛成の人と所詮反対の人とで、なかなか通わない議論をしながら、その中で共通点を見つけて要望書を出してきたと思うのですけれども、前回、10 期の終わりの時に私、発言しましたがけれども、会としての総意という、まあ今回、総意という文言は入っていませんけれども、前回、総意ということで要望を出されましたけれども、これだけ賛成の人と反対の人と意見が違う会がまとまって同じ意見、この点はそうだねということは一定程度見つけられると思いますけれど、そうそう見つけられるものではないと思います。一方の意見をそれが全体の意見であるかのように出すと、推進の人の意見を出しても、我々反対の者の意見を出しても、それが全体の意見だとして、要望を出すことはほとんど不可能だと思う。まあ、出してもいいのですけれども、その場合は、それに対する反対の意見もあるということをきちんと明記した上で要望書を作っていただきたい。そうでないと、さっと見た範囲でかなり推進側のご意見が重視された要望書になっていますので、これをこのまま出しますよということであれば、私は前回賛成しかねると発言したのですけれども、今回も賛成しかねるわけです。そうすると第 11 期委員 18 名の要望ということにはならないと思うのですが、そのへんぜひ幹事会で検討するのですかね。ご検討いただきたい。最低限、この会で、その内容について議論する機会が必要じゃないかなと思っております。

◎三宮 議長

はい、その件に関しては、この会に規約もございますし、決定機関は運営委員会ということになっておりますので、ご意見として伺いまして、次回の運営委員会でまた検討させていただきますと思っております。

はい、他によろしいでしょうか。無いようであれば、事務局にお戻し致します。お願いします。

◎事務局

第 11 期委員による要望書については、委員からの要望を取りまとめた要望書（案）を 2 月の運営委員会に諮り、その後、委員からの意見を集約したところです。今後は、正副会長との協議を経て、3 月 19 日の運営委員会で決定し、4 月の定例会でオブザーバーに提出する予定です。

次回の定例会についてご案内します。第 262 回定例会は、令和 7、2025 年 4 月 9 日水曜日、午後 6 時 30 分から、ここ柏崎原子力広報センターで開催します。

この後の取材は、1 階のエントランスホールで 8 時 40 分までとします。

以上を持ちまして、地域の会第 261 回定例会を終了します。ありがとうございました。

— 終了 —